「飛鳥寺」表記の出現と「飛鳥」の意味

新川登亀男

はじめに

天平勝宝四年（七五二）の東大寺大仏開眼供養の時、元興寺（一応、平城京「元興寺」としておく）から複数の歌が献上された（『東大寺要録』二）。そのなかの一首には「美那毛度乃、々利乃於古利之、度布夜度利、阿須加乃天良乃、宇太々天万都留」とある。これは、「ミナモトノ、ノリノオコリシ、トフヤトリ、アスカノテラノ、ウタタテマツル」と読め、「ノリノオコリシ」は「法興」であり、「トフヤトリ」は「飛鳥」となり、「アスカノテラ」へとつながることになる。また、「ミナモト」が「元」に通じるとすれば、ここに「元興」も想定されていよう。さらに、この時、献上された他の歌には「乃利乃裳度」（ノリノモト）とあるから、ここでも「法」の「元」が強調されている。

要するに、この献歌は、いわゆる元興寺を「法」の「元」の寺として自任し、その元興寺が、「法興」寺、「飛鳥」寺、あるいは「アスカ」寺、「元興」寺などの多様な寺名をもつことを連鎖的に主張したものとみられる。したがって、八世紀中葉の段階で、いわゆる元興寺に関しては、これらの寺名が知られていたのである。

一方、『日本書紀』は、この寺院の呼称に関して一定の傾向を示している。つまり、創建の動向を記す崇峻即位前紀から推古・皇極・孝徳・天智の各紀に至るまで「法興寺」と記し、これに接続するか、重複しないかのように、「飛鳥寺」の呼称が斉明・天武・持統の各紀に現れてくる。そして、「元興寺」の呼称は推古紀のみに登場するが、この推古紀では「法興寺」と「元興寺」の呼称が重複しており、重複という点からすれば、例外的となる。

ついで、『続日本紀』も顕著な特徴をなしている。つまり、養老二年（七一八）九月甲寅条のみ「法興寺」と表して、平城移建（創建）のことを記録している。他は「元興寺」の呼称がほとんどであり、「飛鳥寺」の表記は、わずかに二例となる。

以上からすると、『日本書紀』では「法興寺」と「飛鳥寺」の呼称が圧倒的に多く、「元興寺」の呼称はきわめて少ない。しかし、『続日本紀』になると、「元興寺」の呼称がほとんどであり、「法興寺」と「飛鳥寺」の呼称はむしろ例外的となる。

ところが、このように「法興寺」「飛鳥寺」「元興寺」などと

呼ばれた寺名がいつから存在し、どのような意味をもって関係していたのかは、実は、けっして自明なことではない。また、このうちでも、確実に命名され、使用され、そして流布した寺名は「飛鳥寺」と「元興寺」のみであり、「法興寺」については確証が得られていない。しかし、これらの課題は、一寺院の範囲を越えて、看過できない諸問題をはらんでいるものと思われる。そこで、このたびは、今のところ確実最古の寺名である「飛鳥寺」呼称の成り立ちと、その歴史的意義について考えることにしたい。それは、同時に、「飛鳥寺」表記と「飛鳥」の意味を歴史として問うことに等しいであろう。

一、「飛鳥寺」表記の登場

この「飛鳥寺」については、甲午年（持統八／六九四）銘の法隆寺蔵銅版造像記に用例があり、飛鳥池遺跡（奈良県明日香村）北地区出土木簡にもみられる。この木簡については、同じSK1153土坑から出土した他の木簡から推測して、七世紀末のものである可能性が高い。[1] すると、「飛鳥寺」表記は、七世紀末には確実に存在し、使用されていたことになる。

さらに、『西琳寺文永注記』（大東急記念文庫蔵）が引く「天平十五年帳」には、「薬師寺」「大官大寺」とならんで「飛鳥寺」の表記がある。この一連の記述は、住僧の「公験」にかかわるものであり、その性格と記述内容からみて、平城遷都以前（戊申年／和銅一／七〇八、己酉年／和銅二／七〇九）に「飛鳥寺」が正式の寺号として通用していたこと、そして、平城遷都後もそれが了解されていたことをよく物語っている。[2] さきの元興寺献歌も、その一例となろう。

では、この「飛鳥寺」表記は、いつから存在するのであろうか。まず、金石文では、丁丑年（天武六／六七七）銘の小野毛人朝臣墓誌（京都崇道神社蔵）に「飛鳥浄御原宮」とあり、己丑年（持統三／六八九）銘の采女塋域碑に「飛鳥浄原大朝庭」とあり、また、長谷寺蔵法華説相図にも「飛鳥清御原大宮」とある。ただし、これらの作成年については不確実なところが少なくない。たとえば、法華説相図には、朱鳥元年（六八六）説・文武二年（六九八）説・和銅三年（七一〇）説・養老六年（七二二）説などがあり、[3] 小野毛人朝臣墓誌の場合は、少なくとも飛鳥浄御原令が配布された持統三年（六八九）以降の作成とみられる。[4] しかし、采女塋域碑については、一応、記載どおりの可能性が高い。すると、金石文の「飛鳥」表記は、朱鳥元年ないし飛鳥浄御原令配布以降にみられることになる。

ついで、『万葉集』では、持統三年（六八九）没の草壁皇子の殯宮で詠まれたと伝えられる柿本朝臣人麻呂歌（巻二の一六七）に「飛鳥之浄之宮」とあり、朱鳥五年辛卯（持統五／六九一）の作とも言われる同じ人麻呂歌（巻二の一九四）に「飛鳥明日香乃河」とあり、文武四年（七〇〇）没の明日香皇女の殯宮で詠まれたとされる同じ人麻呂歌（巻二の一九六）にも「飛鳥明日香乃河」とある。今、これらの作歌年（説）に従うならば、飛鳥浄御原令配布以降の傾向となり、さきの金石文の事例と基本的には符合している。

そこで、留意されるのは、まず、『日本書紀』朱鳥元年（六八六）七月戊午条にみえる「朱鳥元年」への「改元」と、「飛鳥浄御

原宮」の命名とである。[5] つまり、これを画期として「飛鳥」表記が定着し、その背景には「鳥」への関心の高まりがあったものと思われる。そして、飛鳥浄御原令の施行にともない、それは一層、浸透していったのであろう。すると、かの「飛鳥寺」表記も、これに連動していたものとみられる。事実、「飛鳥寺」木簡を出土した、さきの飛鳥池遺跡北地区SK1153土坑からは、多くの「鳥」木簡が合わせて出土しているのである。[6]

ところが、さらに注意したいのは、同遺跡北地区SD1110溝出土の木簡にも「天」の字と合わせて「飛鳥」の二字を習書したものがあり、この出土地点の木簡には天武朝のものが少なくないことである。また、「里」制へと変遷する以前、つまり天武朝末年以前とみられる「五十戸」木簡に「飛鳥部」の表記もみられる（同南地区SX1220水溜）。[7] また、鳥坂寺跡（大阪府柏原市）出土の「五十戸」記載文字瓦にも「飛鳥評」とある。[8] さらに、天武朝に遡る可能性のある略体歌には「飛鳥川」とも記されている（『万葉集』一二の二八五九）。

となると、かの朱鳥元年を遡る段階から、「飛鳥」や「鳥」の表記に関心が高まっていた可能性が出てくる。言い換えれば、少なくとも天武朝を通じて「飛鳥」や「鳥」の表記への関心が浸透しつつあり、「朱鳥元年」や「飛鳥浄御原宮」の表記・表現は、その結末ないし結実であったと考えるべきであろう。

たしかに、天武紀には、ほぼ毎年のように鳥類の発見・捕獲・貢上の記事がみられる。今、その概略を示すならば、二年（六七三）条の「白雉」、四年（六七五）条の「瑞鶏」「白鷹」「白鵄」、五年（六七六）条の「瑞鶏」「雌鶏」、六年（六七七）条の「赤烏」、七年（六七八）条の「臘子鳥」、九年（六八〇）条の「白巫鳥」「臘子鳥」「朱雀」、一〇年（六八一）条の「朱雀」「白茅鴟」、一一年（六八二）条の「鸛」「三足雀」、一二年（六八三）条の「三足雀」、一三年（六八四）条の「四足鶏」、一四年（六八五）条の「鸚鵡」「鵲」、そして朱鳥元年の「朱鳥」「飛鳥」となる。これは、異常なことであり、いかに鳥類への関心が高まっていたかを如実に物語るとともに、記事編纂においても、それが反映されたことになる。したがって、「飛鳥寺」表記も、朱鳥元年以前の天武朝に準備されていた可能性があろう。

では、「飛鳥寺」表記の出現は、どこまで遡って想定できるのであろうか。たとえば、既述の元興寺献歌が「トフヤトリ、アスカノテラノ」と謳ったように、「アスカノテラ」という言葉とその含意を「飛鳥」寺という漢字表記に転換して表現し、あるいは重ね合わせたのであるから、いわゆる「アスカ」寺から「飛鳥」寺への転回が想定されることになる。

ところが、「アスカ」寺の基底にあるとみられる「アスカ」という言葉とその含意については、確認できる痕跡がきわめて乏しい。すなわち、『古事記』『日本書紀』は基本的に既に「飛鳥」表記をとっており、『万葉集』では「明日香」表記が圧倒的に多く、これに「飛鳥」表記がわずかに用いられている程度である。したがって、ここから「アスカ」という言葉とその含意をさぐり、かつ「飛鳥」への転換過程を推察できる手掛かりは多く失われていることになる。

ただ、その間にあって、いわば例外としては、『日本書紀』斉明四年（六五八）五月条にみえる建王の殯宮歌に「阿須箇我播」

（飛鳥川）とあり、『万葉集』一四の三五四四・三五四五に「阿須可河泊」「安須可河泊」（飛鳥川）などとある。また、戊辰年（天智七／六六八）銘の船王後首墓誌（三井記念美術館蔵）には「阿須迦宮」「阿須迦　天皇」という表記がある。これらは、「アスカ」という言葉を一字一音で表したものであり、「飛鳥」という漢字表記を採用してはいない。

このうち、最初の殯宮歌が係年どおりのものとすれば、斉明朝ではまだ、「飛鳥」「明日香」表記が出現していなかったのか、定着していなかったことを示唆していようか。一方、船王後首墓誌の作成年を銘文どおりに天智朝の六六八年とすることについては疑念がもたれている。ただし、私見としては、持統三年（六八九）の飛鳥浄御原令配布以前のもの、ないし天武朝末年（六八六）以前のものである可能性を考えており[9]、もし、この仮説の上に立つならば、この墓誌の「阿須迦」とは、「飛鳥」表記が準備されつつあった過渡的段階のものとなる。また、かりに、六六八年に限りなく近い段階のものとすれば、なお、過渡的段階か前史的段階での表現となろう。

そこで、『日本書紀』にみられる「飛鳥寺」表記の特徴が、あらためて注目されてくるのである。

二、「飛鳥寺」と「明日香寺」

既述のように、『日本書紀』にみられる「飛鳥寺」表記は、斉明・天武・持統の各紀にのみ集中して現れ、他の呼称・表記と重複することがない。ただ、この間の天智紀にはみられず、かわりに「法興寺」呼称が一例あるのみである（天智一〇年一〇月是月条）。

このような傾向は、斉明紀をさらに遡って「飛鳥寺」表記がみられないということからすれば、一応、さきにみた「飛鳥寺」ないし「飛鳥」の表記が準備され、定着していく時期の反映である局面を読み取ることができるかもしれない。しかし、斉明紀まで遡ること、ついで、天智紀に問題が残ることが課題となる。

そこで、後者の課題については別の機会に譲り、当面は、前者の課題にかかわる問題を検討したい。その該当記事は、斉明三年（六五七）七月辛丑条の「作須彌山像於飛鳥寺西、且（旦ヵ）設盂蘭盆会、暮饗覩貨邏人〈或本云、堕羅人〉」（かりに日本古典文学大系本による）であるが、これには特徴がある。それは、以後、天武紀に集中し、つぎの持統紀にも若干みられる「飛鳥寺西（槻下・河辺など）」での饗宴、つまり異域の人々を招いて催される饗宴行事（仏教行事も含む）の初見記事となるからである。言い換えれば、天武・持統紀の「飛鳥寺西」饗宴行事を編纂するにあたり、その初見記事として編まれたものと考えたい。

そのひとつの証左を示唆するものとして、「或本云、堕羅人」と付注されていることがあげられる。実は、「覩貨邏」の表記は多様であり、「吐火羅」（白雉五年四月条、斉明五年三月丁亥条）、「覩毗羅」（斉明六年七月乙卯条）、「堕羅」（天武四年正月丙午朔条）などとあるが、最後の「堕羅」は、さらに『令集解』職員令玄蕃寮所引「古記」にもみえ、定着している。今、これらの例を踏まえるならば、「或本云、堕羅人」とは、天武朝の

原資料にもとづきながら天武紀の編纂をおこなう過程で、斉明三年にかける原資料を編集し直し、そして、あらたな注を付したものではなかろうか。

ただし、この斉明三年の記事にみえる「飛鳥寺西」の表記には注意が必要である。そもそも、卜部兼右本では「飛鳥香寺西」とあり、「飛鳥の香寺西」と訓んでいるが、内閣文庫本では「飛鳥寺西」と記して、「飛鳥の寺の西に」と訓んでいる。一方、これらを遡って平安時代の院政期に当該個所（巻二六）が書写されたとされる北野本には「飛鳥寺西」とある。すると、ここはやはり、「飛鳥寺西」と本来書かれていた可能性が高いが、書写過程で「明日香寺」表記との混乱がみられたもようである。このような痕跡は、文字としての「飛鳥」と音としての「アスカ」との結びつきに違和感を抱いたものか、後述するような「飛鳥」と「明日（香）」との語義をめぐる対応関係を踏まえたものかとも思われる。

しかし、この問題は、さらに天武一一年（六八二）七月戊午条にも及んでくる。その記事は、「饗隼人等於明日香寺之西（後略）」（かりに日本古典文学大系本による）というものであるが、実は、ここにも表記に混乱がみられる。そして、その混乱は、さきの斉明三年の記事と、この天武一一年の記事との二か所のみである。

その天武一一年の場合は、まず、卜部兼右本に「明日香寺之西」とあるが、「明日」の左側に「飛鳥」と傍注し、さらに小さく「三字或如此乍」と記している。つまり、「明日香」の三文字が「飛鳥」である可能性を示唆しており、あるいは、そのように記した異本の存在も予想される。すると、ここは「飛鳥寺之西」である可能性も出てくることになる。また、かりに、傍注位置のみにこだわった解釈がなされた場合、ここを「飛鳥香寺之西」と読みなおす事態も生じかねないであろう。

ついで、内閣文庫本の場合は、ここを「飛鳥寺西」として「飛鳥寺の西」と訓み、さらに「飛鳥」の右側に「明香寺」と注している。「明香寺」というのは不可解であるが、一応、「明日香寺」表記を念頭に置いたものであろう。さらに、当該個所（巻二九）が鎌倉時代の書写とされる北野本では「飛鳥寺西」とあり、「飛鳥」の右側に「明ィ日ィ」と傍注する。つまり、「明日寺」とする異本があると言うのであるが、「明日寺」とは、一応、「明日香寺」表記にもとづくものであろうが、さきの斉明三年の記事の場合と同じように、「飛鳥」と「明日」の語義をめぐる、あるいは文字表記と音をめぐる相関関係が意識されていた可能性もある。

このように、天武一一年の隼人等饗宴記事と斉明三年の覩貨邏人饗宴記事とには、「飛鳥寺」表記をめぐる混乱の痕跡がうかがえる。それは、一応、「明日香寺」表記との混乱であるかのようであるが、それだけに止まらない問題が予想される。また、なぜ、この二つの記事に混乱が集中するのかという問題も残る。

そこで、まず、「飛鳥寺」表記と「明日香寺」表記とのかかわり方が問題になる。その際、「明日香寺」が「飛鳥寺」よりも古い表記であったという保証はない。既述のように、万葉歌では、「飛鳥」と「明日香」とはつらなって記されることがあ

り、「明日香」の確実な表記にしても、七世紀末の持統朝を遡るものではない（既掲以外では、巻二の一六二・一九九など）。むしろ、同じように「アスカ」の言葉をあらたな漢字に転換させた表現であるとみるべきである。

となると、天武朝の原資料に「飛鳥寺」表記がすでにあったとしても、そのすべてが「飛鳥寺」と表されていたわけではなく、まず、基本的には「アスカノテラ」という言葉、ないし「アスカノ大寺」というような言葉が、いささか幅をもって用いられていたものと思われる。そして、天武紀（持統紀も加わる）の編纂過程で、「飛鳥寺」にほぼ統一されたことになるが、わずかに「明日香寺」と表記したところもあったのか、書写過程で、その混乱が持続していたか、復活していった可能性があろう。

しかし、いずれにせよ、「明日香寺」表記の残存は、「明日香寺」から「飛鳥寺」表記への転換があったことを示唆しているのではなく、やや多様な形をとる「アスカ」寺という言葉が、「飛鳥寺」表記とともに「明日香寺」表記をも生み出したことを示唆しており、かつ、「飛鳥寺」表記のほうが正史のもとでは有力であったということなのである。

三、『古事記』履中段と隼人

その際、さらに考慮すべきは、『古事記』履中段の記事である。この記事は、伊耶本和気王（履中）の命を受けた水歯別命が、隼人を欺いて難波で墨江中王を殺害させ、さらに、倭に戻る途中（大坂の山口：近飛鳥）、その隼人を殺すというものであるが、それは同時に、「近飛鳥」と「遠飛鳥」の地名起源譚となっており、かつ「明日」、両「飛鳥」からそれぞれ出発するということが繰り返し述べられている。つまり、「飛鳥」と「明日」（アス：顕宗記では「阿須」）のかかわりが暗示されているのである。それは、「アス（カ）」という言葉が「飛鳥」表記へと転換したことの痕跡とみるよりも、むしろ、「飛鳥」表記と「明日（香）」表記とが連動して生み出されたものであることを示唆しており（若干の時期差はあり得る）、これら双方の表記の誕生を踏まえた伝承記事であるとも言えよう。

この問題は、類似の伝承を載せる『日本書紀』履中即位前紀との差異によって一層浮き彫りになるはずである。かの履中即位前紀では、ことさらに「明日」を避け、「即日」「夜半」であることを強調し、合わせて、「近飛鳥」「遠飛鳥」地名起源譚もみえない。しかし、この差異は逆に、「飛鳥」表記と「明日」表記とが、むしろ不可分の関係にあることを吐露したことになり、その差異の核心は、両「飛鳥」地名起源譚の存否にこそ集約されているものと考えられる。

すなわち、『古事記』履中段の方にのみ特筆された「飛鳥」地名起源譚は、両「飛鳥」を一応、区別しようとしたものではあるが、それは派生的なことに過ぎず、むしろ、両「飛鳥」が共有する性格を説いたところに本領が認められる。言い換えれば、「明日」とも連携した「飛鳥」そのものの地名起源譚であって、それは両「飛鳥」の地名区別起源譚に優先するものなのである。

では、この「飛鳥」そのものの地名起源譚の特性は、どこにあるのであろうか。まず、「飛鳥」（近飛鳥）とは、「今日」「留（とどま）」って「豊楽」「共飲（酒）」し、また、「隼人」に「位」

を賜い、「百官」が拝するところであるとともに、「隼人之頸」を「斬」るところでもあった。そして、これらの「今日」が明けて、文字通り「明日」に「上幸」（出向）するところでもある。ついで、「飛鳥」（遠飛鳥）とは、やはり「今日」「留（とどま）」って、「祓禊」をおこない、「明日」また「参出」（出発）するところであった。

要するに、「飛鳥」というところは、人々が参集して「今日」一日留まるところであると同時に、「明日」には出発して離れるところでもある。そして、留まっている「今日」には、各種の儀礼や「マツリゴト」がおこなわれ、時に刑罰も執行され、その禊もおこなわれる。このような営為は、いわゆる飛鳥川をも必要としており、「飛鳥河之河原」で人を斬ったり、刑罰的な行為をおこなったりするとともに（『古事記』顕宗段）、「明日香乃河」で「潔身」（みそぎ）をすることにもなるのである（『万葉集』四の六二二六）。つまり、このような時空間としての「飛鳥」は「今日」に限られており、いわば「ハレ」にあたる。しかし、その「ハレ」は「ケ」との関係によって成り立っているのであり、その回転こそが「今日」から「明日」への移行となる。その意味において、「明日」なくして「飛鳥」はあり得ない。しかし、その「明日」とは、「今日」の「飛鳥」から離れて「ケ」に向かうことになるとしても、その「明日」は、また逆に、「今日」である「ハレ」を招くという循環の関係にもある。

もとより、このような「飛鳥」「明日香」の特性や「アスカ」の語義が、本源的なものであったかどうかは別の問題である。むしろ、「飛鳥」に宮都が設定されてこそ、意味をもつ性格のものであろう。しかし、「飛鳥寺」は、まさにこの時空間を先駆的に誘導する役割を果たした。したがって、「飛鳥寺」と「明日香寺」の表記がとりたてて錯綜する天武一一年の隼人等饗宴記事は、さきの『古事記』履中段の「明日」意識および「飛鳥」地名起源譚と呼応しながら、「飛鳥（寺の西）」が「明日香（寺の西）」であり、逆にまた、「明日（香）」が「飛鳥」であるという語義関係をとりわけ吐露したものとみられる。

ついで、これら『古事記』履中段と天武一一年の記事とが、ともに隼人関連の記事であることに留意したい。天武一一年の記事は、隼人等をただ招いて饗宴するというのではなく、隼人の六年相替在京勤務制の確実な初見記事として位置付けられている。[10] したがって、それは、隼人の定期的な交替・往還、つまり暫定的な滞在と離京のサイクルが格別に予定されたことを伝えるものであり、上記のような「明日」（「今日」との対応）のあり方を含意した「飛鳥」さらには「明日香」表現の定立にとりわけ貢献する記事として成り立ち、伝来していったものと言えよう。その意味で、『古事記』履中段の隼人をめぐる「飛鳥」地名起源譚とも呼応するのである。

今、このような関係が想定できるとすれば、それは、隼人伝承を越えて、再び、斉明三年の「飛鳥寺西」饗宴記事にも及んでくる。なぜなら、この斉明三年の記事は、「飛鳥寺西」での異域間饗宴そのものの初見記事であり、遠方から漂着して、基本的には在住の予定も意図もない「観貨邏人」への饗宴であった。その意味では、まさに「明日」の含意を秘めた「飛鳥」表現が強調されてよいところであろう。ために、「飛鳥香寺」と

いうような奇妙な表現が生まれたものと考えたい。

おわりに

そこで、以上の諸考察を踏まえると、自ずと次のような方向へと導かれることになる。まず、天武紀の編纂を通じて「飛鳥寺」表記への統一化がすすんだが、それは、斉明紀の編纂にも及び、かつ、紀年上は、これを上限とした。そして、その「飛鳥寺」表記には、『古事記』履中段の隼人関連伝承である「飛鳥」地名起源譚に象徴されるような、文字通り「明日」の含意をこめた「飛鳥」表現の定立と対応するところが認められる。

しかし、このことが斉明朝における「飛鳥寺」表記の開始ないし定立をそのまま示すとは限らない。むしろ、天武紀に集中し、つぎの持統紀にもみえる「飛鳥寺西（槻下・河辺など）」における異域間饗宴記事の起源譚として、自ずと「飛鳥寺」表記が斉明紀にも遡及して編集されることになったものと考えておくのがよいであろう。

そうすると、ここで留意すべきなのは、斉明紀にまで遡らせた「飛鳥寺」表記の編纂ないし出現自体が、とにかく、かの「飛鳥寺西」でおこなわれる異域間饗宴の設定や開始と密接な関係にあったということである。そして、このことは、「飛鳥寺」の存在と「飛鳥寺西」の時空間設定とが一体化したものであり、このあらたな一環性の自覚から「飛鳥寺」表記（の意味）が逆に誕生し、さらに「明日」と呼応した「飛鳥」のあらたな意味が付与されていったものと考えられる。

しかし、この問題は、鳥としての「飛鳥」や槻樹の意味の転回を、そして、あらたに設定された仏法の世界観などをさらに検討することによって明らかにされなければならない。これについては、後考に委ねることとする。

注（1）奈良文化財研究所編『飛鳥藤原京木簡』一の945、同総説（同研究所、二〇〇七年）

（2）新川登亀男「法隆寺幡銘管見」（田村圓澄先生古稀記念会編『東アジアと日本』宗教・文学編、吉川弘文館、一九七八年）、同『日本古代の儀礼と表現』第二部第一章第二節注（35）（吉川弘文館、一九九九年）

（3）東野治之『日本古代金石文の研究』第二部第十章（岩波書店、二〇〇四年）

（4）新川登亀男「墓誌の社会史」（同共編『東アジアの歴史・民族・考古』雄山閣、二〇〇九年）

（5）今泉隆雄『古代宮都の研究』第一部第三章（吉川弘文館、一九九三年）

（6）前掲注（1）の1176以下

（7）前掲注（1）の737、24、同総説

（8）竹内亮「五十戸と知識寺院」（『古代文化』60の4、二〇〇九年）

（9）前掲注（4）

（10）今泉隆雄「蝦夷の朝貢と饗給」（高橋富雄編『東北古代史の研究』吉川弘文館、一九八六年）